

遙か未来の空手家に伝え遺す(無形文化財産登録申請)

NPO法人日本武道空手協会「マスターズ」組手競技規定

＜日本空手道一本勝負＞

(2005. 4. 29.)

前文 空手道とは 手に寸具を着けず 寸具を持たず 徒手空拳の剣にして 日本武道であり、空を導び 自己を鎮め 心を鏡とする道であり 空を映す鏡として生きる道である。平和の象徴である素手による心技こそが 空手道の 空手道たる所以であり、徒手空拳を剣とする 有徳の精神陶冶を 空手道精神と尊称する。

(競技法)

第1条 この競技法は 徒手空拳を剣とする「素手・素足」を規範とし、且つ空手道競技の妨げにならない白地薄手布製のサポーターを任意着用して競技する。

2. この競技法は 手技と足技を平等な技 上段と中段を公平な部位とし、真剣術の術理に基づき本来ならば一命を取ったと仮定し得る制圧(封殺)技を以て「一本」として「勝負あり」とする、永久不変の空手道組手競技法であり、原則として「一本勝負」で行う。

3. この競技法では 武道の礼節を以て充分に制御(コントロール)された当身技(突、打、蹴)で、定められた上段と中段を互いに攻撃し、その有効性を競って勝敗を決する。

但し、安全を重視して専用の空手道安全具を指定着用して競技する。

4. この競技法においては 真剣白刃を仮定とする本来の「間合」で 正確に「極め」瞬間に「残心」を取ることとする。

但し、「極め」は判定の明確性と共に安全と武道精神を最大限に尊重したる「接触」を原則とする。

尚、転倒者へはより安全を重視して接触する寸前で当身技を「非接触」にて正しく止め極めることとする。

5. この競技法による競技会では その都度競技委員会を組織して参加資格やその他詳細を決定する。

(競技時間)

第2条 競技時間は日本空手道競技伝統の2分間とし、延長・再延長は各1分間とする。

(競技様式)

第3条 競技様式は 高位と慶事と礼節を象徴する日本武道競技伝統の紅白試合として行い、選手は肘と膝が隠れる白無垢の空手道衣を着用して競技する。

(競技用安全具の使用)

第4条 競技用安全具は、J B K A検定の素手接触対応タイプ空手道安全具Kプロテクター面とインナー式ボディアプロテクターを使用する

尚、カップ付金的サポーターは男子選手全員の着用を義務とする。(女子はアンダーガード(攻撃の部位))

第5条 攻撃有効部位は安全を重視して次のごとく定める。

1. 上段部(ボリカーシールド面部全体)
2. 中段部(胸部正面、腹部正面と左右側面、後背面)

(禁止事項)

第6条 競技における禁止事項は次のごとく定め、違反者は「反則負け」とする。

但し、軽微な違反に対しては「反則注意」ととどめる。

技並びに動作に関しては各号を禁止する。

- ① 正しく制御されていない暴力的な盲打ち
- ② 及び残身のともなわなない当身技(ノンコントロール)
- ③ 前5条の攻撃有効部位以外への直接的攻撃
- 但し、下段への足捌き、崩し技、足払い等は認められる
- ④ 転倒者(下段)への接触
- ⑤ 安全具及び道衣を掴んだ組み合い
- 但し、下段極めへの連携としての立ち投げ時における瞬間的に道衣を掴むことは許される
- ⑥ 相手の目前でうつ向く行為動作、並びに無防備
- ⑦ 体当たり技
- ⑧ 関節技、及び関節蹴り
- ⑨ 場外(1回ごとに反則注意)
- ⑩ 場内を逃げ回るような行為
- ⑪ 残り時間30秒前で勝ち逃げを図る行為
- ⑫ 競技に関連しない時間の浪費(戦意喪失)
- ⑬ 気合以外の人格を無視するような言動

(有効技の適正基準)

第7条 有効技の適正は下記を基準とする。

- a) 残身を有する正しい姿勢と目付
- b) 武道家らしい礼節ある態度
- c) 気合と極めと残深(引き戻しにより間合いに深さを残す)
- d) 残心(技の中に心を残す)
- e) 適切な呼吸と見切り
- f) 正確な間合

(有効技の判定基準)

第8条 「一本」の判定基準は、前5条の1項と2項に明示された部位に充分に制御(コントロール)

された適正有効な「突」「打」「蹴」を正確に極め、相手を制圧(封殺)し、残心を取ったとき。

又は相手が一時的にも反撃不能状態に陥ってしまった場合。

2. 相手の攻撃を捌き、又は崩して瞬間的にも相手を無防備な状態(死に体)におとしめ、第1項に準じる有効技で正確に極め、残心を取ったとき。

3. 瞬間的な投げ技や捌き技等で相手を転倒制圧し、前5条に明示された部位に第1項に準じる有効技を非接触で正確に下段極め、残心を取ったとき。

※ 「技有り」の判定基準は前1・2・3項の「一本」に近い(※約80%～90%以上と伝承される)と見做される場合。

※ 有効技は原則として気拳体が一致した『先(後の先を含む)の正確な極め有る技』を取るものとする。

※ 攻撃が適正な有効技(接触)であったにもかかわらず相手が転倒してしまった場合は安全を深く考慮して第10条①項の「勝ち」に準じることとする。

(優秀の判定基準)

第9条 優秀の判定基準は次のごとく定める。

- ① 技有りの有無
- ② 技術の巧拙
- ③ 戦術の優劣
- ④ 攻撃、手数の多少
- ⑤ 気力、戦意の強弱
- ⑥ 反則注意等の有無

(組手競技における勝敗の判定基準)

第10条 組手競技における勝敗の判定基準は、次のごとく定める。

- ① 「一本」の場合は制限時間にかかわらず、先取者の勝ちとする。
- ② 「技有り」の場合は2つで「合わせ一本」とし、前①と同様、先取者の勝ちとする。
- ③ 前①、②以外の場合は前9条の「優秀の判定基準」に基づき、判定により勝敗を決める。
- ④ 前③項において「引き分け」となった場合は延長戦並びに再延長戦をそれぞれ1分間行う。
- ⑤ 「反則注意」の場合は「反則注意」を宣告し、2回を宣告したときは、相手方の勝ちを宣告し「一本」に準じる。

(異議の申し立て)

第11条 競技者は審判員の宣告に対して、異議の申し立てはできない。